[平成17年度設置]

信州大学大学院 法曹法務研究科 法曹法務専攻(専門職学位課程) 【法科大学院】設置に係る留意事項実施状況報告書

国立大学法人 信州大学

平成20年4月1日現在

留意事項

.

. •

	 ○ 平成17年12月5日付け17文科 高第580号により通知した留意事項 ① 当該不祥事に伴う教員の引責辞任に よる教員組織及び教育課程の変更に当 たっては、行政法関係を中心に、学生 の教育に支障が生じないよう、適切な 配慮を確実に行うこと。特に初期の設 置計画に基づいて当該法科大学院を選 択した平成17年度入学生に対し、不安 や動揺を与える事態となったことは遺憾 であり、今後一層きめ細かな指導がなさ れるよう、各般にわたる十分な取組に努 	研究業績も十分な人材を招聘し後任の教員補充を行った。 また。特に行政法分野における教育内容の充実を図るため。 新たに同分野の基本的な理念や概念を修得すること等を目 的とする授業科目として「行政法概説」を開講することと	
	高第580号により通知した留意事項 ① 当該不祥事に伴う教員の引責辞任に よる教員組織及び教育課程の変更に当 だっては、行政法関係を中心に、学生 の教育に支障が生じないよう、適切な 配慮を確実に行うこと。特に初期の設 置計画に基づいて当該法科大学院を選 択した平成17年度入学生に対し、不安 や動揺を与える事態となったことは遺憾 であり、今後一層きめ細かな指導がなさ	働法」関連科目について、当該分野での教育経験が豊富で 研究業績も十分な人材を招聘し後任の教員補充を行った。 また、特に行政法分野における教育内容の充実を図るため、 新たに同分野の基本的な理念や概念を修得すること等を目 的とする授業科目として「行政法概説」を開講することと した。これらの一連の措置による教育課程の一層の充実を 通じて、学生の不安や動揺の払拭に向けだ対応を行った。 また、平成18年4月から、学生からの質問等に教員が 単独又は複数で講義室において対応する「クラスアワー」	
18年3月31日)	① 当該不祥事に伴う教員の引責辞任に よる教員組織及び教育課程の変更に当 たっては、行政法関係を中心に、学生 の教育に支障が生じないよう、適切な 配慮を確実に行うこと。特に初期の設 置計画に基づいて当該法科大学院を選 択した平成17年度入学生に対し、不安 や動揺を与える事態となったことは遺憾 であり、今後一層きめ細かな指導がなさ	研究業績も十分な人材を招聘し後任の教員補充を行った。 また、特に行政法分野における教育内容の充実を図るため、 新たに同分野の基本的な理念や概念を修得すること等を目 的とする授業科目として「行政法概説」を開講することと した。これらの一連の措置による教育課程の一層の充実を 通じて、学生の不安や動揺の払拭に向けだ対応を行った。 また、平成18年4月から、学生からの質問等に教員が 単独又は複数で講義室において対応する「クラスアワー」	
	よる教員組織及び教育課程の変更に当 たっては、行政法関係を中心に、学生 の教育に支障が生じないよう、適切な 配慮を確実に行うこと。特に初期の設 置計画に基づいて当該法科大学院を選 択した平成17年度入学生に対し、不安 や動揺を与える事態となったことは遺憾 であり、今後一層きめ細かな指導がなさ	また、特に行政法分野における教育内容の充実を図るため、 新たに同分野の基本的な理念や概念を修得すること等を目 的とする授業科目として「行政法概説」を開講することと した。これらの一連の措置による教育課程の一層の充実を 通じて、学生の不安や動揺の払拭に向けた対応を行った。 また、平成18年4月から、学生からの質問等に教員が 単独又は複数で講義室において対応する「クラスアワー」	
	たっては、行政法関係を中心に、学生 の教育に支障が生じないよう、適切な 配慮を確実に行うこと。特に初期の設 置計画に基づいて当該法科大学院を選 択した平成17年度入学生に対し、不安 や動揺を与える事態となったことは遺憾 であり、今後一層きめ細かな指導がなさ	新たに同分野の基本的な理念や概念を修得すること等を目 的とする授業科目として「行政法概説」を開講することと した。これらの一連の措置による教育課程の一層の充実を 通じて、学生の不安や動揺の払拭に向けた対応を行った。 また、平成18年4月から、学生からの質問等に教員が 単独又は複数で講義室において対応する「クラスアワー」	
	の教育に支障が生じないよう、適切な 配慮を確実に行うこと。特に初期の設 置計画に基づいて当該法科大学院を選 択した平成17年度入学生に対し、不安 や動揺を与える事態となったことは遺憾 であり、今後一層きめ細かな指導がなさ	的とする授業科目として「行政法概説」を開講することと した。これらの一連の措置による教育課程の一層の充実を 通じて、学生の不安や動揺の払拭に向けた対応を行った。 また、平成18年4月から、学生からの質問等に教員が 単独又は複数で講義室において対応する「クラスアワー」	
	配慮を確実に行うこと。特に初期の設 置計画に基づいて当該法科大学院を選 択した平成17年度入学生に対し、不安 や動揺を与える事態となったことは遺憾 であり、今後一層きめ細かな指導がなさ	した。これらの一連の措置による教育課程の一層の充実を 通じて、学生の不安や動揺の払拭に向けた対応を行った。 また、平成18年4月から、学生からの質問等に教員が 単独又は複数で講義室において対応する「クラスアワー」	
!	置計画に基づいて当該法科大学院を選 択した平成17年度入学生に対し、不安 や動揺を与える事態となったことは遺憾 であり、今後一層きめ細かな指導がなさ	通じて、学生の不安や動揺の払拭に向けだ対応を行った。 また、平成18年4月から、学生からの質問等に教員が 単独又は複数で講義室において対応する「クラスアワー」	
	択した平成17年度入学生に対し,不安 や動揺を与える事態となったことは遺憾 であり、今後一層きめ細かな指導がなさ	また、平成18年4月から、学生からの質問等に教員が 単独又は複数で講義室において対応する「クラスアワー」	
	や動揺を与える事態となったことは遺憾 であり、今後一層きめ細かな指導がなさ	単独又は複数で講義室において対応する「クラスアワー」	
	であり、今後一層きめ細かな指導がなさ		
		て死政し, さの加力な子エルモモリノマッシ。 ノノハノー	
	れるよつ,合版に存たるエガな取組に労	ワー」は、オフィスアワーとは別に、教員が教室において	
	47-4	学生からの勉学上の相談や学習方法の質問等に積極的に答	
	めること。		
		えることにより、教育効果の一層の向上を図ろうとするも	
		のである。	
		① 行政法分野の基本的な理念や概念を修得すること等を のようには、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こので	
		目的とする授業科目「行政法概説」を開講し、同分野に	
		おける教育内容の充実を図った。	
		また、平成18年4月より開設した、オフィスアワー	
		とは別に、学生からの質問等に教員が単独又は複数で講義	
		室において対応する「クラスアワー」を1カ月に7~8回,	
		継続して実施する等、きめ細やかな学生指導を行った。こ	
		れにより、学生の学習面での不安を払拭するとともに、教	
		員の側でも教育効果の一層の向上を図る端緒としている。	
		⑩ 引き続き「行政法概説」を開講し、同分野における教	
		育内容の充実を図った。	
		また、「クラスアワー」を1カ月に7~8回、継続して	
		実施する等、きめ細やかな学生指導を行った。	
	② 進級試験及び修了試験については、	18 進級試験については、平成18年3月に実施した。総	
	その目的に即して適切に実施するこ	合的能力を確認するというその目的を推進するために、民	
	ے <u>_</u>	法総則、債権法、家族法、民事訴訟法等を融合した試験問	
-		題を通じ、期末試験とは異なる観点から民事法上の理解を	
		問うた。進級試験実施の際には、他の進級要件を満たさな	
		い学生1名が受験しなかったが、受験した学生に関しては、	
		厳格な評価を行った結果、全員合格となった。今後毎年度	
		末に行う進級試験及び2年後に初めて行う修了試験につい	
		ても、それまでに学習してきた内容に関する総合的能力を	
		確認するという目的に即して実施する予定である。	
		19 平成19年3月に、平成18年度入学の学生に対して	
		民事系科目を、平成17年度入学の学生に対して公法系科	
		目(憲法・行政法)、民事系科目(民法・商法・民事訴訟	
		法)、刑事系科目(刑法・刑事訴訟法)を試験科目とする	
	1	進級試験を実施し、厳格な成績評価を行った結果、全員が	
		合格した。なお、以下のような理由から、進級試験及び修	
		了試験は廃止することとした。修了試験及び進級試験につ	
		いて、その目的は、各科目の知識の総合的応用能力を確認	
		することにあるが、学生は、段階的に配置された各科目を	
		覆修し、厳格な成績評価の下で単位を取得すれば、各科目	
		についての知識や理解力をすでに十分に身につけているは	
		すであり、また、各科目において各教員は、他の科目との	
		関連をつねに意識して授業を行っており、各科目の知識の	
		総合的応用能力についても、学生が各科目を履修すること	
		によって身につけることができるはずである。さらに、公	
		法総合、民商法総合演習など横断的・総合的な応用能力の	
		法総合、民間法総合限官など領的的・総合的な認定能力の 取得を目的とする科目も存在している。そこで、FD活動	
		等を通して、各科目において学生が横断的・総合的な応用 能力を取得できるように授業内容を改善する努力をしてき	

-

-

[たこと(今後ともこうした努力を継続していくこと)を踏	
	まえて、かつ、今後とも厳格な成績評価を実施していくこ	
	とを前提として、各科目の知識の総合的応用能力を確認す	
	るための修了試験は廃止することとした。また、進級試験	
	については、3月下旬に実施されるため、4月から始まる	
	新学期に開講される授業科目の予習の時間を十分に確保す	
	ることができないという問題点もあり、これを廃止するこ	
	ととした。	
	伴い、平成20年度も実施しない。	
③ 社会的な信頼回復に向け、教職員の	18 法科大学院の日々の運営に関しては,業務の別に応じ	
一致協力の下、「法科大学院改善検討	て委員会等を設置した上で、全ての教員が何らかの委員	
委員会」、「FD委員会」、「コンプライ	会等に所属し業務を担当している。各委員会では、必要	
アンス委員会」などの各種会議を効果	に応じて、教授会等の場を通じて了解を得た上で、所掌	
的に運営し、全学的な観点から法令遵	する業務を遂行することとしている。また、法科大学院	
守体制を確立・維持すること。さらに、		
外部の意見を適切に取り入れつつ、本		
留意事項への対応状況を含め、自己点		
検・評価を厳正に行い。その結果等に ついて自ら積極的に広く情報提供を行		
うこと。	成18年1月4日付けで、副学長(教学担当)を加えて、	
	全学的な観点から法科大学院の法令遵守体制を確立・維	
	持することとした。併せて、同委員会を中心に、教員に	
	対する講習会も実施した。また、自己点検については、	
	外部委員による評価を行い、結果等について適宜情報提	
	供に努める予定である。	
	19 昨年度と同様、教授会及び各種委員会の効果的な運営	
	に努めると共に、「法科大学院改善検討委員会」を1回	
	開催し、法科大学院の運営に関する重要事項を中心に審 講を語り、報告を行った。コンプライアンスについても、	
	コンプライアンス委員会を4回,講習会を1回実施して	
	きている。また、平成17年度実績を対象に自己点検・	
	評価を実施し、これについて外部委員による評価を受け、	
	両者の結果を併せて公表した。	
	⑩ 平成19年度においては、コンプライアンス委員会を	
	4回、講習会を1回実施している。	
	教授会、各種委員会、法科大学院改善検討委員会の効 果的な運営に努めるとともに、コンプライアンス委員会	
	来的な運営に劣めることでに、コンフライアンス委員会を中心に講習会を実施し、全学的な法令遵守体制を維持	
〇 施設・設備について、学生からの要	- 200 1週 施設・設備に関する項目を含め、学生の修学全般に関し	
望を適切に取り入れるシステムを構築	て書面でのアンケートを行うとともに(年1回以上実施)。	
すること。	学務委員会の教員とクラス担任を中心に学生からの要望等	
	を適宜聴き、可能な限り学生の要望に対応することとして	
	いる。さらに、適切に対応するためのシステムとして、1	
	学期ごとに、学務委員会とクラス担任とが学生からの要望	
	について意見交換する機会を設け、学務委員会が中心となって適切な対応が取れるような体制を整備している。例え	
	って週辺な対応が取れるような体制を強制している。例えば、夜間、週末等に資料室等が使用できないという不便を	
	解消するため、24時間利用可能な法科大学院自習室に利	
	用頻度の高い図書を1,200冊以上備えた。	
	また、夜間でも、共同で討論できる場を設けて欲しい	
	との要望に対して、専用講義室を24時間利用可能とし	
	te.	
	19 昨年度と同様、学務委員会の教員とクラス担任を中心に ※サカションでは、デオの中心に、デオークションをした。	
	学生からの要望を適宜聞くとともに、学生に対するアンケ	
	ートを行った。これに加えて、さらに学生からの自由な意 見を求めるため、無記名方式の意見箱を設けた。それら要	
	発き水のるため、 無配石力式の急発相を破けた。 それら姿 望・意見については、 学務委員会を中心にすみやかな対応	
	上努めてきた。	
	⑩ 昨年度と同様、意見箱及び学生との対話等を通じて、随	
	時学生からの要望を聞き、施設の改善と充実した学習環境	

	〇 ファカルティ・ディベロップメント (授業内容及び方法の改善を図るため の組織的な研修及び研究)、成績評価、 自己点検・評価などが一体的・効果的 に結びつくようなシステムを構築する こと。	教員相互の授業参観を実施している。参観授業の終了 後、	
履行状況調查時 (18年5月1日)	○ 授業評価アンケートや、自己点検・ 評価について、その結果の公表及びフ ィードバックが行われていないので、 効果的にフィードバックする工夫を含 め、ファカルティ・ディベロップメン ト(授業内容・方法の改善を図るため の組織的な研修及び研究)を充実する こと。	評価アンケートについては、各授業科目の5回経了時及 び科目試験・演習終了後の授業アンケートにおける5段	
	行うこととしているが、科目ごとの成 績分布の偏りなどから、基準・方法が	(1) 成績は、原則として、授業中の質疑応答の内容、課	

こと。 〇 履行状況報告書では再試験は行って いないとされているが、実質的には追 試が再試験と同様の教済的役割を果た していると考えられ、また、公法系、 民事系、刑事系などの各系ごとに課さ れている修了試験は、その趣旨や位置 付けが不明確であるので、進級試験と の関係性など、その在り方について検 討し、適切に改めること。	また、1年次配当の法律基本科目についての再試験につい ては、合格点には達していないが、一定期間の学習の機会 を与えた場合には合格点に達する見込みがあると判断され る者に対してのみ、これを行うものとした。 修了試験及び進級試験の在り方について検討した結果、
	科目の知識の総合的応用能力を確認するための修了試験は 廃止することとした。また、進級試験については、3月下
	〇 履行状況報告書では再試験は行って いないとされているが、実質的には追 試が再試験と同様の救済的役割を果た していると考えられ、また、公法系、 民事系、刑事系などの各系ごとに課さ れている修了試験は、その趣旨や位置 付けが不明確であるので、進級試験と の関係性など、その在り方について検

			•
		たポイント制(入学時からの履修単位について、優の成績	
		評価につき3点、良の成績評価につき2点、可の成績評価	
		につき1点,不可の成績評価につき0点とし,1単位当た	
		りの平均成績値1.50を満たすこと)を導入することと	
		した。この結果、修了要件は、本法科大学院に3年以上在	
	•	学し、96単位以上を修得し、かつ、入学時からの履修単	
		位について、優の成績評価につき3点、良の成績評価につ	
		き2点、可の成績評価につき1点、不可の成績評価につき	
		O点とし、1単位当たりの平均成績値1.50を満たすこと	
		(平均成績値1.50 以上)とすることに変更した。また、	
		進級要件は、①1学年から2学年への進級要件は、法律基	
		本科目を26単位以上修得することとすること、 22学年	
		から3学年への進級要件は、2学年終了時点で、2年次配	
		当の法律基本科目と実務基礎科目の10単位以上を含めた	
		60単位以上を修得することに変更した。	
		御 再試験については、1年次配当の法律基本科目に限っ	
		て、合格点には達していないが、一定期間の学習の機会を	
		与えた場合には合格点に達する見込みがあると判断される	
		者に対してのみ、これを行った。平成20年度より、信州	
		大学全体で「秀」評定が導入されることとなったことに伴	
		い、修了要件に関わるGPA値算定方法を、「各種修単位	
		につ いて、 秀の成績評価につき4点、 優の成績評価につ	
		き3点、良の成績評価につき2点、可の成績評価につき1	
		点,不可の成績評価につき0点として,1単位当たりの平	
		均成績値を算定する」よう変更することとした。	
	O 委員会が多数存在しており、実効的	19 管理運営体制を再検討した結果,平成19年4月1日から,	
	な管理運営の点から疑問があるので、	認可時の11委員会を8委員会に再編することにより、実	
	管理運営体制について再検討するな	効性を高めることとした。	
		2 8委員会体制を継続するとともに、平成20年3月1日	
	めること。	から、副研究科長を置くことにより、管理運営体制の一層	
		の充実を図った。	
履行状況調査時	○ 成績の評価基準に関する教員間のコ	図 成績評価の基準について協議し、教員間のコンセンサス	
	ンセンサスを形成するとともに、レポー		
(19年4月1日)	トも含め成績評価の基準・観点を学生に	この結果を踏まえ、授業中の質疑応答の内容、課題(レ	
	事前に明示すること。	ポート)・小テストの成績、科目修了試験の得点を含めた	
		成績評価の基準・観点をシラバスに記載して学生に事前に	
		明示した。	
	0 ファカルティ・ディベロップメント	 ⑩ 授業参観、授業参観後の教員研修会、講義・演習担当者	
	(授業の内容及び方法の改善を図るため		
	の組織的な研修及び研究)について一層		
	の充実を図るとともに、その成果を学内		
	外に適切に公表すること。		
1			
	,		
L			L

.

•

.